

合併協定書

平成17年1月27日

紀伊長島町・海山町

1 合併の方式

北牟婁郡紀伊長島町及び同郡海山町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年10月11日とする。

3 新町の名称

新町の名称は、「紀北町（きほくちょう）」とする。

4 新町の事務所の位置

1. 合併当初の新町の事務所の位置は、海山町大字相賀495番地8（現海山町役場）とする。
2. 合併後5年以内に新庁舎の位置を紀伊長島町内の国道42号沿線で防災面、経済性、利便性、発展性にすぐれた適地に定める。

5 財産の取扱い

2町の所有する財産及び債務は、新町に引き継ぐ。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

1. 新町の議会議員の定数は、22人とする。
2. 2町の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年11月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

1. 新町において1つの農業委員会を置く。
2. 農業委員会の選挙による委員であった者については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年6月30日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
3. 在任特例適用後の新町の選挙による委員の定数は、20人とする。

8 地方税の取扱い

1. 市町村民税（個人）

市町村民税（個人）の納税義務者、課税標準及び税率については、現行のとおり新町に引き継ぐ。普通徴収の納期については、紀伊長島町の例により合併時に統一するが、合併する年度については現行の納期とする。

2. 市町村民税（法人）

市町村民税（法人）の納税義務者、税率及び納期については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

3. 固定資産税

固定資産税の納税義務者、課税標準及び税率については、現行のとおり新町に引き継ぐ。納期については、紀伊長島町の例により合併時に統一するが、合併する年度については現行の納期とする。

半島振興法に基づく固定資産税の不均一課税については、紀伊長島町の例により合併時に統一する。また、過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の減免については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

4. 軽自動車税

軽自動車税の納税義務者、税率及び納期については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

5. 市町村たばこ税

市町村たばこ税の納税義務者、税率及び納期については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

9 一般職の職員の身分の取扱い

1. 2町の一般職の職員は、すべて新町の一般職の職員として引き継ぐ。

2. 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
3. 職員の職名、職務については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に統一する。
4. 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点からその基準を統一する。

10 一部事務組合等の取扱い

1. 一部事務組合

- (1) 紀伊長島町海山町し尿共同処理組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぐ。また、組合の一般職の職員は、すべて新町の一般職の職員として引き継ぐ。
- (2) 尾鷲地区広域行政事務組合、三重紀北消防組合、紀伊長島・大内山斎苑組合については、構成市町村との調整を図り、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定を適用し、当該組合の規約の変更を行い、新町において引き続き当該組合を組織する。
- (3) 東紀州農業共済事務組合、三重県自治会館組合、三重県市町村職員退職手当組合、三重地方税管理回収機構については、構成市町村との調整を図り、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

2. 広域連合

- (1) 紀北広域連合については、構成市との調整を図り、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定を適用し、当該広域連合の規約の変更を行い、新町において引き続き当該広域連合を組織する。

3. 公社

- (1) 財団法人海山町開発公社については、新町の開発公社として存続するものとする。

11 地域自治組織の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第2項の規定に基づき、紀伊長島町及び海山町の区域に地域自治区を設置する。地域自治区の設置に関す

る協議については、別紙「地域自治区の設置に関する協議書」のとおりとする。

12 新町建設計画

1. 新町建設計画については、別添「新町建設計画」のとおりとする。
2. 新町建設計画に記載されていない県事業については、合併後においても積極的に要望していくものとする。

13 条例、規則等の取扱い

協議会で、協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により整備するものとする。

1. 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。
2. 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。
3. 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

14 事務組織及び機構の取扱い

新町の組織・機構については、総合支所方式を採用し、住民福祉の増進に十分配慮した効率的・効果的なものとする。

15 特別職の身分の取扱い

1. 町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料については、現行の給料の額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに調整し、合併時に再編する。
2. 町議会議員の報酬については、現行の報酬額をもとに合併までに調整し、合併時に再編する。
3. 農業委員会委員の報酬については、現行の報酬額をもとに合併までに調整し、合併時に再編する。

4. 執行機関である委員会及び委員（農業委員会を除く）の任期等については、法令の定めるところによる。報酬については、現行の報酬額をもとに合併までに調整し、合併時に再編する。
5. その他の審議会・委員会等の委員等については、新町において引き続き設置する必要があるものは、現行の報酬額等をもとに調整し、新町において新たに設置する。

16 使用料、手数料等の取扱い

使用料、手数料等については、合併までに検討し、可能な限り合併時に再編する。

17 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら統合又は再編の調整に努めるものとする。

1. 2町において目的が共通している団体は、合併時に統合又は再編するよう調整に努める。ただし、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。
2. 2町の区域を越えて設置されている団体又は独自の目的を持つ団体は、原則として現行のとおりとする。

18 補助金、交付金等の取扱い

2町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、新町においてその必要性や内容を検討し調整するものとする。

1. 2町の同一又は同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一できるよう調整する。
2. 2町における独自の補助金等については、従来の実績に配慮し、新町全体の均衡を保つよう調整する。
3. 整理統合が可能な補助金等については、統合又は廃止できるよう調整する。

19 町・字の区域及び名称の取扱い

1. 字の区域については、海山町においては、現行のとおり新町に引き継ぐ。紀伊長島町においては、現行の「海野」を海野区域と古里区域に分け、その他については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. 海山町においては、現行の表記から「大字」を削除する。

20 慣行の取扱い

1. 町章については、合併までに調整し、新町移行と同時に制定する。
2. 町の花、木、鳥、魚については、新町において検討する。
3. 宣言、憲章等については、新町において検討する。
4. 名誉町民制度については、新町において検討する。現在の名誉町民については、新町に引き継ぐ。

21 国民健康保険事業の取扱い

1. 給付内容については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. 国民健康保険税（料）
 - (1) 賦課方式については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から保険料に統一する。
 - (2) 国民健康保険税（料）率については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から再編する。
3. 高額療養費貸付事業については、合併時に紀伊長島町の例により統一する。
4. 出産育児一時金貸付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
5. 脳ドック検診事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から紀伊長島町の例により統一する。

22 消防団の取扱い

1. 消防団については、合併時に統合する。団の組織・定数については、合併までに調整し、合併時に再編する。

2. 任用（任命）の範囲及び団長等の任期については、合併までに調整し、合併時に再編する。
3. 報酬・手当については、合併までに調整し、合併時に再編する。
4. 消防団出初式については、開催日及び開催場所等を合併までに調整し、新町において実施する。

23 自治会等の取扱い

1. 自治会（区）の組織については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. 連合自治会（地区協議会）組織については、自治会（区）と調整し、合併後に再編する。
3. 自治会活動補助金については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

24 各種事務事業の取扱い

24-1 姉妹都市・国際交流事業

1. 友好都市提携については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において検討する。
2. 国際交流については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において検討する。

24-2 電算システム事業

1. 総合住民情報システムについては、円滑な住民サービスが確保できるよう、安全性及び確実性を最優先し、既存の電算システムを有効活用しながら、合併までにシステムの統合を図る。
2. 内部情報系システムについては、安全性及び確実性を最優先し、既存の電算システムを有効活用しながら、合併までにシステムの統合を図る。
3. その他システムについては、合併までに調整し、合併時又は合併後に統合する。

24-3 広報広聴関係事業

1. 広報関係

(1) 広報紙等については、合併時に統合し情報の提供に努めるものとする。

2. ケーブルテレビ関係

(1) ケーブルテレビ行政放送については、合併時に放送区域を新町全域に拡大する。

(2) 紀伊長島町が買い取ったケーブルテレビ加入権については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

24-4 情報公開制度

1. 情報公開及び個人情報保護制度については、合併までに調整し、新町発足時から適用する。ただし、合併前の2町の情報の公開については、旧町の従前の情報公開制度の例による。

2. 町長の資産等の公開制度については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

24-5 消防防災関係事業

1. 地域防災計画については、合併後速やかに新町において新たに策定する。

2. 防災会議については、合併後速やかに新町において新たに設置する。

3. 防災行政無線については、固定系・移動系ともに当分の間現行のとおりとし、関係機関と協議のうえ暫定運用を行い、合併後3年以内に周波数を統一する。

4. 放送内容については、合併後速やかに検討し、統一する。

24-6 交通関係事業

1. 第3種生活路線維持費補助については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

2. 廃止代替バスについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。

3. 町内巡回バスについては、平成16年度に調査運行を行うため、合併まで

に、可否を検討し、その結果を新町に引き継ぐ。

24-7 納税関係事業

1. 前納報奨金については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において検討する。
2. 督促手数料については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
3. 納税貯蓄組合については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、国民健康保険税（料）は平成18年度から国民健康保険料に統一するため、平成18年度に税目から国民健康保険税を削除する。
なお、国民健康保険料の徴収体制については、新町において検討する。

24-8 窓口業務

1. 窓口業務については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. 印鑑登録については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、印鑑登録証については、現在発行しているカード又は手帳を引き続き利用できるよう調整し、合併後の新規登録者については、カードに統一する。

24-9 人権啓発事業

1. 人権啓発事業については、合併までに調整し、新町において実施する。
2. 人権教育事業については、合併までに調整し、新町において実施する。
3. 共同作業場については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

24-10 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進する。

1. 心身障害者扶養共済掛金助成事業については、合併時に海山町の例により統一し、新町において実施する。
2. 障害者住宅改造補助事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

24-11 高齢者福祉事業

1. 紀伊長島町立老人ホーム赤羽寮（養護老人ホーム・介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業）については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. 在宅介護支援センターについては、合併までに調整し、合併時に再編する。
3. 老人憩の家については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
4. 配食サービス事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後3年を目途に調整する。
5. 緊急通報装置貸与事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後速やかに調整し再編する。
6. 敬老祝金については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後速やかに調整し再編する。
7. 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

24-12 児童福祉事業

児童福祉事業については、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進する。

1. 母子生活支援事業については、海山町の例により統一し、新町において実施する。

24-13 保育事業

保育事業については、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進する。

1. 保育所への入所基準については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. 保育時間については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
3. 保育料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から統一する。

24-14 その他の福祉事業

1. 居宅介護支援事業については、合併までに調整し、社会福祉協議会等に移管する。
2. 心身障害者医療費助成、一人親家庭医療費助成及び乳幼児医療費助成については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から統一する。
3. 社会福祉大会については、合併までに調整し、合併後に再編する。

24-15 保健事業

1. 予防接種事業については、実施方法を合併までに調整し、合併時に再編する。
2. 健康づくりイベントについては、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
3. 健診対象者調査事業については、調査結果は健康管理システムに反映させるため、平成18年度に反映できるよう調整する。

24-16 廃棄物対策事業

1. ごみ処理施設・設備（リサイクルセンター）については、現行のとおり新町に引き継ぎ、処理体制については、合併後に調整する。
2. ごみ処理施設・設備（不燃物処理場）については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
3. ごみ収集については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に調整する。
4. ごみの再資源化のための分別収集については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に調整する。
5. 固形燃料運搬・処分業務委託については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に調整する。

24-17 環境対策事業

1. 斎苑・火葬場については、海山町営火葬場は現行のとおり新町に引き継ぐ。紀伊長島・大内山斎苑組合荷坂やすらぎ苑については、今後、構成団体と調整する。
2. 霊柩車運行事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、利用時間等は合併までに調整し、合併時に再編する。
3. 水質・大気環境調査については、現在、実施している調査は現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、調査箇所・回数等については合併後に検討する。
4. 墓地については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

24-18 農林水産関係事業

農林水産関係事業については、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進する。

1. 生産調整事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. 漁港については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
3. 地域産物展示販売施設管理事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
4. 地域水産物供給基盤整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
5. 県単沿岸漁場整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
6. 外国人漁業研修生受入事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、委託機関等については合併後に調整する。

24-19 商工・観光関係事業

1. 商工関係事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. 観光関係事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

24-20 建設関係事業

1. 現在認定されている、道路・河川については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. 町営住宅については、町営住宅施設は現行のとおり新町に引き継ぐ。また、入居者の資格等については、合併までに調整し、合併時に再編する。
3. 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
4. 都市公園については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

24-21 水道事業

1. 水道事業会計については、合併時に統一する。ただし、海山町簡易水道事業の特別会計については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. 給水区域及び施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、小浦地区飲料水給水施設は、合併までに海山町水道に統合する。
3. 水道料金等については、下記のとおり調整する。
 - (1) 水道料金については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に調整する。
 - (2) 水道料金の徴収方法については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に調整する。
 - (3) 加入分担金については、合併までに調整し、合併時に統一する。
 - (4) 工事費については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に調整する。
 - (5) 水源対策協力費については、合併までに調整し、合併時に再編する。
 - (6) 水道料金等の軽減又は免除については、合併までに調整し、合併時に再編する。

24-22 学校教育事業

1. 町立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. 幼稚園保育料等については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度に再編する。
3. 小学校・中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

4. 小学校・中学校の通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
5. 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
6. スクールバス運行については、現行のとおり新町に引き継ぐ。運行管理については、新町において検討する。
7. 外国語指導助手については、現行のとおり新町に引き継ぐ。勤務条件については、合併時に統一する。
8. 奨学金貸与事業については、継続中又は償還中のものは現行の制度に基づき行い、平成18年度から新たな制度を定め統一する。

24-23 生涯学習事業

1. 教育集会所施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. 公民館施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。休館日については、合併までに調整し、合併時に再編する。
3. 郷土資料館については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
4. 体育施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
5. 成人式の日時は合併までに調整し、会場については1会場とし、紀伊長島町東長島公民館と海山町中央公民館で毎年持ち回りで開催する。内容については、合併までに調整する。

24-24 その他の事業

1. 指定金融機関等については、合併までに調整し、合併時に指定する。
2. 各種分担金については、合併までに調整し、合併時に再編する。ただし、農林水産施設集会所建設分担金については、合併時に廃止する。
3. 各種相談については、合併までに調整し、合併時に再編する。

地域自治区の設置に関する協議書

この協議は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第2項の規定に基づき、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（地域自治区の設置）

第1条 合併前に北牟婁郡紀伊長島町の区域及び同郡海山町の区域であった区域に地域自治区を設置する。

（地域自治区の名称）

第2条 地域自治区の名称は、それぞれ、紀伊長島区、海山区とする。

（地域自治区の事務所）

第3条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位置	名称	所管区域
北牟婁郡紀北町紀伊長島区长島 2141番地	紀北町紀伊長島 総合支所	紀伊長島区の区域
北牟婁郡紀北町海山区相賀 495番地8	紀北町海山 総合支所	海山区の区域

（事務所の長）

第4条 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもって充てる。

（地域協議会の所掌事務）

第5条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、町長その他町の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、町長その他の町の機関に意見を述べることができる。

- （1） 新町建設計画に関する事項
- （2） 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- （3） 前号に掲げるもののほか、町が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- （4） 町の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

（組織）

第6条 地域協議会は、構成員15人以内をもって組織する。

2 構成員は、当該区域内に住所を有する者で、次の各号に掲げるものの中から、町長が選任する。

- （1） 公共的団体等の関係者

(2) 識見を有する者

(任期及び失職)

第7条 地域協議会の構成員の任期は、2年とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 構成員の再任は妨げないものとする。

3 構成員は、当該区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第8条 地域協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。

3 会長又は副会長は、地域協議会における構成員の過半数の議決に基づいて解任することができる。

(会議)

第9条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、構成員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第10条 地域協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理する。

(報酬等)

第11条 地域協議会の構成員の報酬等については、紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例に定める額とする。

(委任)

第12条 この協議に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(施行日)

第13条 この協議は、合併の日から施行する。

調 印 書

北牟婁郡紀伊長島町及び同郡海山町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく紀伊長島町・海山町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名し、調印する。

平成17年1月27日

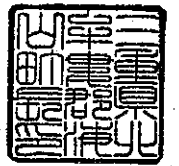
紀伊長島町長

真山 勉



海山町長

塩谷 龍生



立 会 人

合併協議会委員

室谷 洋一

合併協議会委員

平野 康規

合併協議会委員

中本 衛

合併協議会委員

北村 博司

合併協議会委員

橋本 雄一

合併協議会委員

山中 剛司

合併協議会委員

石倉 貞二

合併協議会委員

下 總 山 久

合併協議会委員

中 野 公 郎

合併協議会委員

樋 口 泰 生

合併協議会委員

三 宅 正 人

合併協議会委員

濱 田 耕 輝

合併協議会委員

川 端 龍 雄

合併協議会委員

浅 川 研

合併協議会委員

植村恭行

合併協議会委員

岡本哲男

合併協議会委員

濱田友也

合併協議会委員

細川幹生

合併協議会委員

村上静子